

(案)

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

平成30年11月22日付け東金市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域
 - ・東金市内全域

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間
 - ・デマンド型乗合タクシー（区域運行）

3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
 - ・1回乗車 大人（高校生以上） 400円
 - 小中学生 200円
 - 大人同伴の乳幼児 無料

※障がい者については、身体障害者手帳、療育手帳（知的障害）、精神障害者保健福祉手帳の提示により次のとおりとする。

 - 大人（高校生以上） 300円
 - 小中学生 100円

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
 - ・適用する期間 平成31年4月1日から
 - ・運 行 日 祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く月曜日から
 金曜日
 - ・運 行 時 間 午前8時から午後5時

平成 年 月 日
東金市地域公共交通会議
会長 岡澤 茂